

終了証等の種類	申請の区分	産業廃棄物収集運搬業		特別管理廃棄物収集運搬業	
		新規	更新	新規	更新
1. 産業廃棄物収集・運搬課程（新規）		◎	◎	△	◎
2. 特管産業廃棄物収集・運搬課程（新規）		◎	◎	◎	◎
3. 廃棄物収集・運搬課程（更新）		●	◎	●	◎
4. 廃棄物管理士講習		●	◎	●	◎
5. 特別管理産業廃棄物管理者講習			◎	△, ●	◎
6. 安全衛生管理規程等の写し		●		●	

※政令市に対して申請する場合には、上記に関わらず、事前にご相談下さい。

【表のみかた】

- ◎ その講習会の修了証のみで要件を満たすもの
- △ 同じマークの講習会の修了証等を組み合わせることで要件を満たすもの
(講習会の修了者は同一の者である必要はありません。)

(産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合)

次のいずれの場合も要件を満たします。

- ・産業廃棄物収集・運搬課程（新規）の修了証（以下「新規修了証」という。）を提出
- ・特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（新規）の修了証（以下「特管新規修了証」という。）を提出
- ・産業廃棄物収集・運搬課程（更新）の修了証（以下「更新修了証」という。）+廃棄物管理士講習会の修了証+安全衛生管理規程等の写しの組み合わせを提出

(産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請の場合)

上記の表の「産業廃棄物収集運搬」の「更新」の欄に◎のある書類のいずれか1つを提出すれば、要件を満たします。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請の場合)

次のいずれの場合も要件を満たします。

- ・特管新規修了証を提出
- ・新規修了証+特別管理産業廃棄物管理者講習（以下「特管管理者修了者」という。）の修了証の組み合わせを提出
- ・更新修了証+廃棄物管理士講習会の修了証+特管管理者修了証+安全衛生管理規程等の写しの組み合わせを提出

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可進更新申請の場合)

上記の表の「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の「更新」の欄に◎のある書類のいずれか1つを提出すれば、要件を満たします。

【講習会の実施主体】

1. ～ 3. の講習会 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (TEL 03-5807-5913)
4. の講習会 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 (TEL 06-6943-4016)

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

【講習会の問い合わせ先】

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 (TEL 06-6943-4016 <http://www.o-sanpai.or.jp/>)